

中国税法

BAKER & MCKENZIE

東京青山・青木・狛法律事務所

April 2008

企業所得税法の新実施条例、ようやく施行

2007年12月11日、国務院は中華人民共和国企業所得税法に関する実施条例（中華人民共和国企業所得税法、「所得税法」）の実施条例（実施条例、「実施条例」）をようやく公布しました。実施条例は、2007年3月16日にすでに公布された所得税法の多数の用語の定義、条項の解釈及び具体的な適用方法を詳しく定めています。所得税法と同様、実施条例は、2008年1月1日に施行されます。ここでは、外国企業および外国投資企業にとって重要な要点をまとめます。

www.bakernet.com

東京青山・青木・狛法律事務所
ベッカー&マッケンジー外国法事務弁護士
事務所（外国法共同事業）
100-0014
東京都千代田区永田町2丁目13-10
ブルデンシャルタワー

Contact Information

Anne Hung (アン・ハン)
Tel: +81 3 5157 2710
Fax: +81 3 5157 2906
Anne.Hung@bakernet.com

Paul A. Davis
(ポール・A・デービス)
Tel: +81 3 5157 2711
Fax: +81 3 5157 2906
Paul.Davis@bakernet.com

居住者企業:

- 居住者企業は、その全世界における所得が中華人民共和国の企業所得税の対象となります。中国において実質的な管理を行っている外国企業は居住者企業と見なされます。実質的な管理とは、企業の生産、事業、従業員、財務及び資産に関する全般的な管理及びコントロールと定義されています。
- この居住者企業の広い定義は、中国国民による往復型の投資に影響を与えることが予想されます。往復型投資とは、中国の投資家が海外にオフショア会社を設立し、これを通して中国で再投資をすることです。オフショアのホールディング会社を持つ多国籍企業にも影響を与える可能性があります。

This Publication has been prepared for clients and professional associates of Baker & McKenzie. Whilst every effort has been made to ensure accuracy, this Publication is not an exhaustive treatment of the area of law discussed and no responsibility for any loss occasioned to any person acting or refraining from action as a result of material in this Publication is accepted by Baker & McKenzie.

ベーカー & マッケンジー 外国法事務弁護士事務所 東京青山・青木・狛法律事務所（外国法共同事業）は、各国に所在するオフィスをメンバーファームとするスイス法上の組織体であるベーカー & マッケンジー インターナショナルのメンバーファームです。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。

2008 Baker & McKenzie
© All rights reserved.

見なし所得に関する規定:

- 配当企業が利益の分配を発表した時点で、配当金は所得と見なされます。ここでの問題は、2007年12月31日前に外国投資企業の取締役会が2007年度の配当金配当決議を承認した場合、かかる外国投資企業がまだ配当税金免除の対象になるかどうかです。
- 利息、賃料、ロイヤルティの収入は、それに関する契約が定める支払期限の時点で収入と見なされます。

所得の源泉に関する規則:

- 商品売買の収入は、取引が発生した場所で生じたものとされます。しかし取引が発生する時点に関しては、所有権の譲渡か、契約の交渉もしくは署名の時点か等、詳しく定義されていません。
- 役務提供の収入は、役務の提供地で生じたものとされます。
- 企業の持分資産の譲渡による収入は、譲渡先企業の所在地で生じたものとされます。
- 配当金の収入は、配当する企業の所在地で生じたものとされます。
- 利子、賃料、ロイヤリティーの収入は実際に費用を支払う、負担する会社の所在地で生じたものとされます。

控除可能な出費:

- 銀行貸付金利子の支出が控除できます。
- 金融機関以外の融資組織からの貸付金の利子の支出は、商業銀行の通常の利率まで控除できます。
- 従業員の福利厚生への支出は企業全体の報酬支出額の14%相当まで控除できます。
- 広告及び事業宣伝の費用は、基準を満たしたものであれば、企業の年間売上げ収入の15%まで控除できます。超過分は翌年度と翌年度以降に繰り越すことが可能です。
- 食事と接待費は発生した費用の60%までが控除でき、年間売上げ収入の0.5%を上限とします。
- 購入した営業権は、事業全体の譲渡または清算の際に控除できます。(購入された営業権が無形資産として10年間で償却できるか否かについては不明。)

控除できない支出:

- 事業体内の会社間の管理費の支払い、事業体内の部門間の賃貸料及びロイヤリティーの支出、そして金融機関ではない事業体内の部門間の利子の支払いは控除できません。
- 広告目的ではないスポンサー料は、控除できません。

源泉徴収税

- 配当金、固定資産売却益、利息、賃料、及びロイヤリティーなど中国において発生した受動的な所得に対する源泉徴収税率は、所得税法で定められた通り20%から10%に減少しました。

企業再編

- 企業再編に伴う取引の損益は、その取引が行われた時に生じたとされます。取引された資産の課税対象額は、中国財務部及び中国国家税務総局の規定がない限り、譲渡価格に基づき修正すべきです。
- グループ企業の組織再編に関して、別途規則が作られると予測されます。従い、現在の国税函（国家税务总局关于外商投资企业和外国企业转让股权所得税处理问题的通知）207号[1997]は2007年以降も有効か否かが不明確です。

減税措置

- 課税免除は、居住者企業による未上場居住者企業に対する直接株式投資により得られた配当金に適用されます。
- 課税免除は、居住者企業が上場企業の株式を12ヶ月以上保有した場合に生じた配当収入に適用されます。
- 生産収入が発生した税年度からの3+3免減税期間（3年の免税+3年の50%減税）は以下のプロジェクトに適用されます：
 - 国が重点としてサポートしたインフラ建設のプロジェクトの投資又は実施から得られた利益
 - 一定の条件を満たしている環境保護、省エネルギー、もしくは水保全のプロジェクトから得られた利益

プロジェクト譲渡の際、未使用の免減税期間は、譲受人が引き継ぎ使用することが可能です。

- 環境保護、省エネルギー、水保全、及び安全対策設備への全投資額の10%は、税のクレジットとして納税対象から控除できます。使用されない額は、向こう5年間繰り越すことが可能です。しかしながら、5年以内にこれらの設備を廃棄、又は賃貸する場合は、このクレジットを奪還されます。
- 居住者企業の技術譲渡から得る収入は、最初の5百万人民元分は税金が免除され、それを越える分に対しては50%の企業所得税減額の対象になります。
- スーパー免除
 - 新技術、新製品、新プロセスの開発に費やした研究開発費用の150%を、目標にしていた知的財産が完成しなかった場合に控除可。もしくは、知的財産権のコストの150%を償却できます。
 - 障害者の給与の200%で控除可能です。
- 先端新技術企業（「HNTE」）
 - HNTEは、所得税法の下、15%の譲歩税率を享受できます。
 - 所得税法に関する実施条例は、HNTEとして認可されるための条件を詳しく説明しています。通常、コアにあたる知的財

産権/技術の所有が中国国内にあることが条件です。しかし、HNTE の詳細な認可条件は中国科学技術部、国家財政部、国家税務総局によって今後定義される予定です。

- 知的財産権/技術の法的な所有権とは別に、経済所有権を持つことが十分であるか否かははっきりしていません。
- ベンチャーキャピタルが未上場の企業、中小 HNTE 企業に対して持分投資を行った場合、投資家が最低 2 年投資を保持した場合、2 年目から投資額の 70%を課税収入から控除できます。

価格移転規則

- 所得税法に関する実施条例は、同時価格移転の書類の提出時期について定めていません。そのかわりに、価格移転の書類は、担当の税務機関の定めた期限内に納税者により提出する必要があると規定しています。
- 分与協定及びその他の書類は、担当の税務機関に求められた場合、提出する必要があります。
- 価格移転のための関連者貸付金の定義は以下のものを含みます：
 - 関係のない第三者を通して完成した関連者の債券投資；
 - 関係のない第三者の債券投資のうち、関連者が連帯責任を提供したもの；または
 - 関連した当事者が間接に投資したその他の債券投資。
- 関連者に支払った金利の支出で、所定の負債資本率を超えた部分は控除できません。関連した当事者間の貸付金の負債資本率の詳細は、国家財政部及び国家税務総局により共同で規定されます。

税金調整：

- 合理的な商業目的を欠いた、課税対象の収入の減少などの措置は、税務当局の特別税金調整の対象となる可能性があります。
 - 合理的な商業目的の欠如は、減税、免税または納税の遅延等、税上の効果を得ることを主な目的とした措置と定義されます。
- 税金調整で生じる納税不足額には、以下の金利が課されます：
 - 税金を支払うべき年と遅れて支払った年の中国人民銀行の金利にプラス 5 ベーシス・ポイントが加算されます。
 - 企業が証拠書類を準備、保有、そして提供した場合は、中国人民銀行の金利にベーシス・ポイントは加算されません。
- 時効
 - 税金調整の時効は 10 年間です。

統制対象になる外国企業(「CFC」)

- 税率が中国の税率より著しく低い国で設立された CFC により理由な

く留保された未申告の利益に関して、中国の居住者企業株主は課税の措置を受けます。この措置のため、CFCの有効な税金負担が12.5%よりも低い場合には適用されます。

CFCとは:

- 外国企業(「FE」)で、各居住者企業又は個人が最低10%のFEの投票権を直接、もしくは間接的に保有し、それらを合わせて50%以上持つ場合; または
- その他の状況で、居住者企業又は個人が資本、事業経営、売買についてFEを実質的にコントロールしている場合です。

ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 東京青山・青木・狛法律事務所(外国法共同事業)は、各国に所在するオフィスをメンバーファームとするスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジー国際的なメンバーファームです。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。